

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成 27 年度 第 1 回枚方市総合教育会議
開 催 日 時	平成 27 年 5 月 18 日 (月) 15 時から 15 時 30 分まで
開 催 場 所	市役所別館 4 階 特別会議室
出 席 者	<p>&lt;構成員&gt;  竹内市長、記虎教育委員会委員長、徳永教育委員会委員長職務代理者、山下教育委員会委員、吉村教育委員会委員、村橋教育長</p> <p>&lt;オブザーバー&gt;  奥野副市長、梅崎副市長</p> <p>&lt;説明員&gt;  高井教育次長、君家管理部長、若田学校教育部長、中路社会教育部長、岸政策企画部長</p>
欠 席 者	—
案 件 名	1. 総合教育会議の運営について 2. 教育に関する大綱について 3. その他
提出された資料等の名 称	○資料 1 総合教育会議の運営について ○資料 2 国の第 2 期教育振興基本計画 (概要版) ○参考資料 1 文部科学省通知 (抜粋) ○参考資料 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)
決 定 事 項	1. 総合教育会議の運営について、会議要領を事務局で作成することとした。 2. 第 2 回総合教育会議において、大綱の内容等について協議することとした。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	12 名
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	管理部 教育総務課

○竹内市長 定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第1回枚方市総合教育会議を開会させていただきます。

本会議は、平成27年4月1日から施行されております、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、市長が招集し、市長と教育委員会が協議・調整する場として設けられたものでございます。

本会議では、教育に関する大綱の策定、教育を行うための諸条件の整備その他の重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命等に被害が生じる等の緊急の場合に講ずべき措置等の3点を協議・調整することとされています。

これまでも、教育委員会とは、本市教育行政における課題を共有し、施策の方向性についても、市長として教育委員会と十分な議論を行ってきたところでありますが、本会議を通じまして、これまで以上に連携を強化し、教育行政の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

本会議では、教育委員の皆様にも忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

なお、会議の運営、体制につきましては、本会議で定めることとされていますが、本日1回目の会議に当たりましては、事前に事務局を通じて調整させていただいております。

それでは、会議に入ります前に、本会議の構成員の自己紹介を先にさせていただきます。

(竹内市長、記虎委員長、徳永委員長職務代理人、山下委員、吉村委員、村橋教育長が順に自己紹介)

○竹内市長 では、会議の進行につきましては、教育委員会事務局の高井教育次長にお願いしたいと思います。

高井教育次長、よろしく願いいたします。

○高井教育次長 はい。

それでは、進行を担当させていただきます教育次長の高井でございます。よろしく願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、事務局から出席者及び事務局職員等の紹介並びに配付資料の確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○事務局 では、まず出席者のご紹介をさせていただきます。

(奥野副市長、梅崎副市長、君家管理部長、若田学校教育部長、中路社会教育部長、岸政策企画部長を順に紹介)

○事務局 事務局につきましては、教育総務課が担当させていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず本日の次第でございます。続いて、資料1、資料2、参考資料1、参考資料2の5点でございます。過不足等ございませんでしょうか。

○高井教育次長 過不足等、よろしいでしょうか。

ただいま、傍聴者から写真撮影の許可を求める求めが出ておりますけれども、それにつきまして、お諮りいただきたいと思います。市長、よろしく願いいたします。

○竹内市長 ただいま進行のほうから、本日の会議について写真撮影の許可の申し出があります。  
これにつきましては、いかがいたしますでしょうか。

私といたしましては許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内市長 ありがとうございます。

では、そのように取り計らわせていただきますので、よろしく願いいたします。

○高井教育次長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、事務局から案件に入ります前に総合教育会議につきまして、まずご説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、総合教育会議について説明をさせていただきます。

まず、参考資料1、文部科学省通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」をごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されました。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものとなっております。

総合教育会議につきましては、3ページの紙面下部「第四 総合教育会議について」をごらんください。

改正法の概要といたしまして、①地方公共団体の長は、総合教育会議を設けることとされました。また、②総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成することとされ、③に、総合教育会議は、地方公共団体の長が招集することとしますが、教育委員会が協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができるとされています。

続きまして、(2)会議における協議事項、協議・調整事項ですが、先ほど、市長からもありましたように、総合教育会議においては、(1)大綱の策定に関する協議、(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の实情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、及び(3)児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うこととされました。

また、(3)調整結果の尊重義務として、総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないとされています。

(4)には、会議の公開と議事録の作成及び公表、(5)にはその他として、①関係者等からの意見聴取、②総合教育会議の運営について示されています。

以上、簡単ではございますが、総合教育会議についての説明とさせていただきます。

○高井教育次長 ただいま、第1回目ということで、事務局から総合教育会議についての説明をさせていただきます。

これにつきましてのご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○吉村委員 会議の協議題とならないとされている事項について確認をしておきたいと思ひますので、お願ひいたします。

○事務局 参考資料1の5ページをごらんください。

5ページの中段、(2)会議における協議事項、協議・調整事項でございますけれども、その中で②として総合教育会議は、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではないことと、留意事項が示されております。

また、③におきましては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については協議題とするべきでないことが示されております。

一方、④におきましては、教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、調整の対象にはならないものの、協議することは考えられるものであることが示されております。

また、最後に⑤におきましては、総合教育会議において協議し、調整する対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものであり、少しでも経常費を支出していれば、些細なことまで総合教育会議において協議・調整できるという趣旨ではないこと。このように留意事項が示されております。

以上でございます。

○高井教育次長 よろしいでしょうか。

他にご質問はございませんか。

お願ひします。

○山下委員 近隣市等、他市の開催状況についてはどのようになっていますでしょうか。

○事務局 本年4月末現在の状況で、北河内、本市を除く北河内6市のうち、4月末時点で3市が実施しております。

また、府内中核市の本市を除く3市のうち、4月末時点で実施済みなのは1市というふう把握をしております。

以上でございます。

○高井教育次長 他にご質問はよろしいでしょうか。

それでは、次第に基づきまして会議を進めさせていただきます。

まず、案件1「総合教育会議の運営について」、事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 それでは、総合教育会議の運営について、ご説明いたします。

まず、参考資料1、7ページ中ほどの④会議の具体的運営をごらんください。

総合教育会議の運営に関し必要な事項は、会議の構成員の協議の結果、双方の合意をもって決定されることと示されております。つきましては、会議の運営に関し、事務局で資料1のとおり取りまとめましたので、ご確認をお願ひしたいと思います。

資料1をごらんください。

総合教育会議の運営についてでございます。

まず、第1といたしまして、会議の招集手続として、1、会議の招集等でございますが、総合

教育会議は市長が招集し、その協議題は市長が決定すること、教育委員会は、市長に対し総合教育会議の招集を求めることができること、その他招集の通知、市民への周知について記載をしております。

続きまして、2、協議題の提示及び決定方法でございますが、市長は総合教育会議を招集するに当たっては、その協議題を構成員等に明らかにすること、そして協議題を決定しようとするときは、あらかじめ事務局が教育委員会と調整することをお示ししております。

第2、会議の公開等でございますが、まず、1、会議の公開につきましては、総合教育会議は傍聴を許可することにより公開すること、傍聴の手続等については、市議会傍聴規則に準じたものとするを示しております。

また、そのほか、傍聴者の制限、資料の閲覧について、お示しをしております。

続きまして、2の議事録でございます。

総合教育会議の議事録は、協議の経過がわかるように発言内容を明確にして記録することとしております。また、そのほか、議事録の作成、議事録の閲覧について記載をしております。

3、非公開とする議題につきましては、市長は総合教育会議の議題に枚方市情報公開条例第6条各号に該当する情報が含まれる場合は、総合教育会議を公開しないことができることをお示ししております。

また、非公開とした議題にかかる議事録の閲覧の制限について記載をしております。

最後に、第3といたしまして、会議の事務局等でございます。

1として、総合教育会議の事務局は教育総務課とするものでございます。

2として、2の出席者として、オブザーバーとして副市長、そして説明員として教育次長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、政策企画部長が出席することを記しております。

また、その他の説明員についても記載をしております。

事務局からの説明は以上でございます。

○高井教育次長 ただいま、法律に定めのない事項につきまして、事務局から本会議の運営についての説明がございました。

この内容につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○徳永委員長職務代理者 会議が非公開となる具体例としては、どのようなものがあるでしょうか。

○事務局 資料1には、本市情報公開条例第6条各号に該当するということがありますが、具体的に考えられる例といたしましては、再び参考資料1をごらんいただきたいと存じます。

参考資料1の6ページ、中段より下でございますけれども、(5)会議の公開と議事録の作成及び公表、この中での①非公開とする場合は、例えば、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合、また、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や、対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等が想定されると、このように示されております。

具体的に想定できます事例としては、このようなものが考えられると思っております。

以上でございます。

○高井教育次長 よろしいでしょうか。

ほかにご質問はございませんでしょうか。

それでは、特にご質問、ご意見もないようですので、会議の運営につきましては、本日、ご確認いただきました資料1の内容に基づきまして、事務局で会議要領として作成をさせていただきたいと思いますが、そうした取り扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高井教育次長 では、ご異議がございませんので、会議要領を事務局で作成させていただくことといたします。

それでは、次第の案件2のほうに移りたいと思います。

案件2「教育に関する大綱について」でございますが、大綱は今回の法改正におきまして、地方公共団体の長である市長が定めることとされたものでございますので、事務局から説明をいたします前に、市長のお考え等がございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○竹内市長 首長は、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行、また条例提案などの権限を有しているわけですが、教育行政においては独立した執行機関である教育委員会と首長がそれぞれの権限と責任を分担して執行するものであると、私自身認識しております。

大綱の策定につきましては、首長が策定することとされておりますが、この総合教育会議の場で、教育委員会と十分に協議して、策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○高井教育次長 それでは、引き続きまして、事務局から大綱についての説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、教育に関する大綱についての説明をさせていただきます。

参考資料1、再びごらんください。参考資料1の1ページ「第三 大綱の策定について」をごらんください。

改正法の概要でございますが、①地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針、これは国の教育振興基本計画を指すものでございますけれども、この方針を参酌し、その地域の実情に応じた大綱を定めることとされ、②地方公共団体の長は、大綱を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議し、③大綱を定め、変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないと定められております。

ただし、④にもありますように、大綱の策定は、地方公共団体の長に対し、教育委員会の権限に属する事務を、長が管理し、執行する権限を与えるものと解釈してはならないものとされております。

2ページをごらんください。

(1) 大綱の定義の①から③までにおいて、大綱は、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではなく、また、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされております。

「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によってさまざまであることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであることとされております。

国の第2期教育振興基本計画においては、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となることとされております。

ここで、資料2、国の第2期教育振興基本計画の概要版をごらんください。資料の2、A4の横長2枚とじのものでございます。

先ほどの説明でも申し上げました大綱策定の際に参酌すべき主たる対象でございますが、1枚目の第1部総論の4つの基本的方向性「1. 社会を生き抜く力の養成」、「2. 未来への飛躍を実現する人材の養成」、「3. 学びのセーフティネットの構築」、「4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成」が4つの基本的方向性でございます。

恐れ入ります。裏面をごらんいただきまして、第2部各論の8つの成果目標、「1. 生きる力の確実な育成」、「2. 課題探求能力の修得」、「3. 自立・協働・創造に向けた力の修得」、「4. 社会的・職業的自立に向けた力の育成」、「5. 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成」、「6. 意欲ある全ての者への学習機会の確保」、「7. 安全・安心な教育研究環境の確保」、「8. 互助・共助による活力あるコミュニティの形成」、以上が参酌する部分となっております。

簡単ではございますが、大綱についての説明とさせていただきます。

○高井教育次長 ただいま、事務局から大綱についてと、国のほうで参酌すべきとされております国の教育振興基本計画について説明をさせていただきました。

ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いいいたします。

○記虎委員長 市長にお伺いしたいんですけども、大綱の策定に向けた今後の予定と策定の時期、また、大綱は何年くらいを見通したものになるのか、市長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

○竹内市長 本日が第1回ということでございますので、第2回の総合教育会議につきましては、秋頃に開催をさせていただき、大綱の内容につきまして、皆様方と協議をさせていただきたいと考えています。

また、それを踏まえて、大綱の策定期間につきましては、年内を予定いたしております。大綱の想定期間でございますが、4、5年程度が想定されているようでありますが、大綱の内容とあわせて、最終的には総合教育会議の中で皆様と協議して決めていきたいと考えております。

○高井教育次長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。

○竹内市長 私のほうからは特段ございませんが、事務局のほうから何か報告することがありましたら、よろしくお願いいいたします。

○高井教育次長 それでは、事務局の報告案件をお願いします。

○事務局 市長からございましたとおり、第2回の総合教育会議の日程は、秋頃になりますけれども、日程については改めてお知らせいたしたいと思っております。

以上でございます。

○高井教育次長 それでは、本日予定しておりました案件は以上でございます。

本日は、総合教育会議運営についての内容のご確認と、大綱の進め方及び国の振興基本計画に

ついてのご確認など、枠組みを協議していただきました。

それでは、最後に閉会に当たりまして、市長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○竹内市長 ただいま、司会のほうから整理をしていただきましたように、本日は、本市におきまして組み立てます総合教育会議の大きな枠組みにつきまして、皆様方との間で認識のほうを一にさせていただいたところであります。

改めまして、本日の円滑な会議進行にご協力をいただきましたことを心より感謝を申し上げます。

本会議でございますが、これまでの枚方の教育の取り組みや方向を尊重しながら、市長部局と教育委員会がそれぞれの責任と役割のもとに連携し、将来を担う人材をしっかりと育み、できれば大きく世界に躍進するような人材を輩出していきたい、そうした思いを持ちまして、教育委員の皆さんと協議、意見交換を行わせていただきたい、と考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○高井教育次長 どうもありがとうございました。

○竹内市長 きょうは、本日の案件はこれで終わりましたので、これをもちまして本日の教育委員会会議終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。